第22期 第32回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和6年4月22日(月) 午後1時30分
- 2 場 所青森市新町1丁目11-22アラスカ会館 2階 「ガーネット」
- 3 出席者

区	分	職	名	氏		名		
委	員	会 長		富	田	重	基	
		会長代理		<u> </u>	石	政	男	
		委 員		古	JII	今日	志	
		II.		福	田	隆		
		JJ		西	﨑	昭		
		II.		田	村	義	夫	
		JJ		柴	田	武	信	
		JJ		尾	野	明	彦	
		II.		野	土	_	公	
		JJ		堀	内	精	<u> </u>	
		JJ		黒	滝	洋	子	
		IJ		竹ヶ	竹ヶ原		公	
		欠席委員		佐々	木	信	昭	
		JJ		山	本	幸	宏	
		JJ		東		信	行	
県	側	水産振興課	副参事	野	月		浩	
		IJ	総括主幹	長	根	幸	人	
		IJ	総括主幹	白	板	孝	朗	
		IJ	主 幹	東	野	敏	及	
		西北地方水産事務所	所 長	清	藤	正	樹	
		下北地方水産事務所	副所長	泉	田	哲	志	
事 發	5 局	事務局長		三	橋	潤-	一郎	
		主幹専門員		田	中	規	雄	
		技 師		傳	法	利	行	

4 提出議案

議案第1号:漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

議案第2号:西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承

認について

5 審議結果

議案第1号:原案どおり答申することに決定された。

議案第2号:原案どおり承認することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第32回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員会開催の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただき感謝申し上げます。

本日は、本年度最初の委員会ですが、年明けから能登半島の震災をはじめ、4月17日の愛媛県・高知沖地震と震度5弱の地震が各地で多発、計32回も記録されました。非常に心配ですが、被災に遭われた地域のいち早い復旧・復興を願っております。

また、北海道・本県においても、イワシが大量に打ち上げられ、処理対策に苦慮したという話が聞こえております。

一方、陸奥湾でもこれからホタテの、ホタテガイの水揚げが始まりますが、昨年の 高水温の影響が見られるようで大変な一年になりそうだと思っております。

いずれにしても、漁業界を取り巻く環境は依然として厳しいものになりそうですが、 外海、陸奥湾共に難局を打破し、持続可能な漁業を構築するために頑張っていただき たいと祈念しております。

一方で、当海区から福田委員が全国海区漁業調整委員会連合会から5月17日の総会において表彰されることになりました。おめでとうございます。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案 2件、報告事項3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言 をいただきながら円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してもろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

では議題に入ります。

異議なしの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、 古川委員と竹ケ原委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。 事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、説明させていただきます。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について (諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により今回の諮問があったもので、 詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でござい ます。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県から補足説明をさせていただきます。 資料、1ページおめくりいただきたいと思います。2ページ目です。

いつものとおり、表の上の漁業種類、それから漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について説明させていただきます。

最初ですけども、うに・ほや潜水器漁業でございます。

西共第27号漁業権者ということで、竜飛今別漁協でございます。

許可すべき漁業者は1人となっております。

続いて、次のページ、3ページ目に移ります。

小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも 該当するということで、奥戸漁協の1隻となっております。

県からの補足説明は、以上でございます。

御審議の方、よろしくしお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、 御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」は諮問 どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新 規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、御案第2号について説明させていただきます。

いか釣りの承認漁業における相続・承継・代船等に当たらない新規操業につきましては、資料4の方にございますが、青森県沖合海域における、いか釣り漁業等(総ト

ン数 5 トン未満) の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、 沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく 必要があるとされております。

去る2月9日付けで発動されました委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、 佐井村漁協から1件の新規の申請がございました。

添付されております申請理由書から漁業経営の安定を理由とするものでございまして、漁協からの副申によれば、着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれると推察されます。

資料2の方を御覧いただきたいと思います。

令和5年度いか釣り承認件数と今年度の申請件数でございます。

1、県内ということで、県内船を取りまとめておりますが、表の一番最後、中ごろに西部海区の方では159件となっております。

資料の方にはございませんが、東部委員会分268隻を加えまして、合計で427 隻ということになりまして、内規で定めております490隻以内というものになって おります。

また、2の方の県外船でございますが、西部海区の方は10件ということで、東部海区の14件を加え、24隻ということになりまして、内規で定めている枠数の70 隻以内に収まる状況となっております。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の新規申請につきましては、水揚げを通して地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できますので、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

この件につきまして、県からの補足説明はございません。 御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、 御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「はい」の声あり。)

会 長

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、申請どおり承認することとい たしたいと思います。

議案第2号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおりと承認することと決定いたします。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

まず、①の「知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 白板総括主幹

はい。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 白板総括主幹

水産振興課 白板です。座ったまま御説明させていただきます。

報告資料1を御覧ください。

知事管理漁獲可能量の変更について(報告)ということになっております。

令和6年3月21日付けで、県は漁業法第16条第5項において準用する、同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表してございます。3月21日付けで公表した変更の内容は、下の表のとおりになってございます。30キログラム未満の小型魚が361.2トンから12.3トン減って、348.9トン。30キログラム以上の大型魚が565.3トンから32.7トン減って、532.6トンとなってございます。

これらは、国からの要望調査がございまして、県の協定管理委員会への照会に対する回答を受けまして、国の調整等に基づきまして、超過見込みのない本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものでございます。

なお、これらの計画の変更につきましては、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がございますが、事務手続きの迅速化

のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に御報告するということで、令和5年1月6日付け 青水振第1343号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けているところで ございます。

次のページ以降には、青森県報の写しを添付してございます。 県からの説明は以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたけれども、委員各位から、何かこのことについて御質 問等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、ないようですので、続きまして、②の「令和6年度年間計画について」 を事務局から報告をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、報告資料 2、色がかなり付いているものですけども、説明させていただきます。

資料の方を御覧ください。

縦に3段になっておりますが、真ん中が西部海区漁業調整委員会となっております。 一番下のところに「委員会11回」となっておりまして、これは、漁業管理グループの方と現時点ですり合わせて年間で11回というスケジュールを組んでおります。 これに加えまして、緊急性があれば開催という事態もあるかと思いますが、現時点では、このとおり予定しております。

次に10月でございますが、全漁調連日本海ブロック会議がございます。今回、青森県で開催ということになっておりますのが、委員の皆様の御出席をお願いすることになると思います。

それから、最後に、一応記載しておりますが、3月をもちまして、第22期の委員 の皆様の任期満了ということになります。

事務局からは以上でございます。

会 長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位からこのことについて、 何か御質問がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に御質問もないようですので、続きまして、③の「令和6年度農林水産関係職員 の配置について」を事務局から報告をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、報告資料3を御覧ください。

まず、一番上に書かれている、農林水産部長が今回の異動で前農林水産部次長の成田澄人氏が部長ということになっております。

それから、4段目ですね。成田次長が部長になったということで、空いております 次長の方には、農林水産政策課長の栗林豊氏が農林水産部次長ということになってお ります。

水産局のメンバーでございますが、局長、それから水産振興課課長、同課長代理の 方には異動はございません。

下から5段目、漁港漁場整備課長の方は、成田鉄也氏が、同課長代理の方としては、 一戸新輝氏が就任、異動ということになっております。

その他の異動につきましては、資料のとおりでございますので、内容について、後ほど御覧いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございますか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ないようですので、これで全て終了し、これをもちまして第22期第32回青森県 西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時48分